

# 福祉手当支給、福祉医療費助成

福祉の増進を図るため各種の手当の支給や医療費の助成などの制度があります。その概要は次のとおりです。受給資格があっても、申請の手続きをしないと手当での支給や医療費の助成などが受けられません。

## 福祉手当一覧

対象	種類	対象となる人	手当の額	支給月	申請に必要な物
■ 子ども課 子育て支援係 内線223・224					
子ども・母子・父子家庭等対象	(仮称)子ども手当 (国の制度)	平成24年度の(仮称)子ども手当については、決定され次第、広報等でお知らせします。			
	遺児手当 (県・市の制度)	父または母が離婚や死亡などでいないか、父または母が一定以上の障がい状態にある児童(18歳到達年度まで)を監護養育している人。	遺児1人につき (県) [1~3年目] 月額4,500円 [4~5年目] 月額2,250円 (市) 月額2,400円	※併給可能 (県) 4月25日 8月25日 12月25日 (市) 9月末日 3月末日	①②④ ⑤⑥ ※県のみ③
	児童扶養手当 (国の制度)	父または母がいないか、父または母が一定以上の障がい状態にある児童(18歳到達年度まで、ただし、障がい児の場合は20歳未満)を監護養育している人。	児童1人のとき 月額41,430円 ※所得により手当額が違います。 児童2人目は 5,000円加算 3人目以降は、1人増すごとに 3,000円加算	4月11日 8月11日 12月11日	①②③④ ⑤⑥ ※
■ 福祉課 福祉企画係 内線141・142					
障がい者対象	特別児童扶養手当 (国の制度)	療育手帳A~B程度、身体障がい者1~3級(4級の一部を含む)程度の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている人。(施設入所児を除く)	1級 月額50,400円 2級 月額33,570円	4月11日 8月11日 11月11日	①②③⑤ ⑥⑦ ※
	障害児福祉手当 (国・県の制度)	20歳未満で精神または身体に著しく重度の障がいがあり日常生活に常時特別の介護を要する人。(施設入所児を除く)	A種 月額21,440円 B種 月額15,440円 (県手当分を含む)	5月10日 8月10日 11月10日 2月10日	①②③⑤ ⑥⑦ ※
	特別障害者手当 (国・県の制度)	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいがあり日常生活に常時特別の介護を要する人。(継続して3か月以上入院の人、施設入所者を除く)	A種 月額33,350円 B種 月額27,350円 (県手当分を含む)		①②③⑤ ⑥⑦ ※
	在宅重度障害者手当 (県の制度)	身障手帳1~2級の人、療育手帳A判定(IQ35以下)の人、および身障手帳3級かつ療育手帳A判定(IQ50以下)の人。(施設入所者、65歳以上で新たに障がい者となった人を除く)	1種 月額16,100円 2種 月額7,000円	4月25日 8月25日 12月25日	①②③ ⑥⑦ ※
	心身障害者扶助料	市内在住で、身障手帳1~6級、療育手帳A~Cまたは精神障害者保健福祉手帳1~3級の人。	身障1・2級 療育A 精神1級 月額3,800円 身障3・4級 療育B 精神2級 月額2,200円 身障5級 月額1,600円 身障6級 療育C 精神3級 月額1,100円	3月末日 9月末日	①②⑥⑦
	外国人福祉手当	1年以上市内に在住し、昭和57年1月1日以前に満20歳に達していた重度障がい者で外国人登録されている人。(公的年金を受給していないこと)	重度障がい者 月額20,000円	3月末日 9月末日	①②③ ⑥⑦
高齢者対象	外国人福祉手当	1年以上市内に在住し、大正15年4月1日以前に出生した人で外国人登録されている人。(公的年金を受給していないこと)	月額10,000円	3月末日 9月末日	①②③⑥

### 申請に必要なもの

※所得制限あり

- ①印鑑
- ②預金通帳
- ③所得証明書(転入者)
- ④健康保険証の写し
- ⑤戸籍謄本、世帯全員の住民票
- ⑥その他の関係書類
- ⑦身体障害者手帳、療育手帳

# 制度などのあらまし

※制度の内容・手続きなど詳細は各担当課までお問合せください。



(医療費は保険診療分に限りません)

## 福祉関係医療一覧

対象	種類	対象となる人	助成の内容と手続き	受給者証期限	申請に必要な物
■ 国保医療課 医療係 内線151・152					
父子家庭・母子・子ども家庭対象	子ども医療	中学校3年生までの子ども。		15歳到達年度末まで	①②
	母子家庭等医療	①母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその父または母。 ②18歳未満の子どもがいる、父または母に障がい(身障1~2級程度)がある場合。 ③父母のいない18歳未満の児童。 ※「18歳未満」とは18歳到達年度末までです。		毎年8月1日~翌年7月31日まで	①②③
後期高齢者医療の被保険者対象	後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療被保険者で、次のいずれかに該当する。 ①障がい者、戦傷病者、精神障害者医療および母子家庭等医療の受給資格要件に該当する。 ②市民税の非課税世帯で3か月以上のねたきりか認知症の人またはひとり暮らしの人など。	医療費の自己負担分の全額を助成 ○県内の医療機関 被保険者証に、各医療制度の受給者証を添えて、窓口へ提出。 ○県外の医療機関 医療費の自己負担分は医療機関の窓口で支払い、領収書を添えて市へ還付請求。	毎年8月1日~翌年7月31日まで(障害者医療資格者はおおむね3年更新。精神障害者医療資格者は手帳の有効期間)	②⑦⑧⑩ ⑫⑬ (これに加え、個々の場合に③~⑦が必要)
	戦傷病者医療	戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳所持者で、各種健康保険に加入しており、他の医療助成を受けていない人。(所得制限あり)		毎年8月1日~翌年7月31日まで	①②③⑦
障がい者対象	障害者医療	①身障1~3級、4級の腎臓機能障害および4~6級の進行性筋萎縮症の人。 ②療育手帳A・B判定の人。 ③自閉症状群と診断された人。	(注)…助成される医療費は自立支援医療(精神通院)で指定した医療機関等にかかるものに限りません。	おおむね3年で更新	①②④⑤
	通院	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、健康保険に加入しており、措置入院や他の医療助成を受けていない人。		手帳の有効期間	①②⑪
		自立支援医療受給者証(精神通院)を交付されている人。(注)		自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期間	①②⑬
	入院	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、健康保険に加入しており、措置入院や他の医療助成を受けていない人。 精神保健福祉法第5条該当者で精神病治療のため入院する人。	医療費の自己負担分の全額を助成。 ○医療費の自己負担分はいったん医療機関へ支払い、領収書を添えて市へ還付請求。 医療費の自己負担分の1/2を助成。 ○申請についてご案内しますので、入院予定または緊急入院となった時点で、必ず国保医療課にご連絡ください。 ※土・日曜日、祝日に緊急入院となった場合、入院日以降の市役所開庁日にご連絡ください。	手帳の有効期間	①②⑧⑨ ⑪⑬
①②⑥⑧ ⑨⑬					
■ 福祉課 福祉企画係 内線141・142					
障がい者対象	自立支援医療(更生医療)	身障手帳所持者または手帳同時申請者で、人工透析、心臓手術、人工関節手術、肝臓移植等、確実な治療効果が見込まれる医療を必要とする人。	医療費自己負担分が原則1割になります。障害者医療対象の人は、併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。 ○1年ごとに更新が必要です。	医療内容により	①②③④ ⑫⑬
	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患の治療を必要とする人。	医療機関、薬局等を一箇所ずつ指定し、その医療機関等にかかる医療費自己負担分が原則1割になります。精神障害者医療と併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。 ○1年ごとに更新が必要です。	原則判定から1年間	①②③⑥ ⑫⑬

### 申請に必要なもの

- ①被保険者証(または組合員証)
  - ②印鑑
  - ③所得証明書(転入者のみ)
  - ④身体障害者手帳または療育手帳
  - ⑤自閉症状群と診断された場合は診断書
  - ⑥精神科医師の診断書
  - ⑦戦傷病者手帳
  - ⑧本人名義の通帳
  - ⑨領収書
  - ⑩各種福祉医療証
  - ⑪精神障害者保健福祉手帳
  - ⑫後期高齢者医療被保険者証
  - ⑬その他関係書類
- ※対象となる人は、すべて知立市の住民で、各種健康保険に加入しており、生活保護を受けていない人に限ります。